

期日前投票所運營業務等に係る労働者派遣委託に係る制限付一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法第234条第1項及び地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件名 期日前投票所運營業務等に係る労働者派遣委託
- (2) 履行場所 別添「業務仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 別添「業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年9月13日（日）まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者であっては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 入札公告日から開札日までの間に、那覇市物品購入等競争入札取扱要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において、沖縄県内の地方公共団体と期日前投票所運營業務等に係る労働者派遣委託を内容とする労働者派遣契約を2件以上締結した実績を有すること。この場合において、これらの契約を全て誠実に履行した者であること。
- (6) 優良派遣事業者の認定を受けていること。
- (7) プライバシーマークを取得していること。
- (8) 沖縄県内に本店、支店又は営業所の所在があること。
- (9) 本店、支店又は営業所の所在地において市町村税に滞納がないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問方法 : 質問疑義照会書(様式1)を提出し、電子メールで提出すること。
- (2) 質問期限 : 令和8年6月22日(月)午後5時00分まで
- (3) 回答 : 令和8年6月24日(水)までに那覇市ホームページに質問及び回答を掲載する。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和8年6月26日(金)午前10時
- (2) 場 所 : 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階 会議室1201A
※郵送による入札は認めません。

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づき免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

8 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第30条第6号イの規定により免除する。

9 その他

その他の事項については、入札説明書を参照してください。

10 お問い合わせ

那覇市選挙管理委員会 事務局 担当: 福里
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-951-3215 FAX 098-951-3216